

九州ルーテル学院大学学則

第1章 目的及び使命

(目的及び使命)

第1条 九州ルーテル学院大学（以下「本学」という。）は、キリスト教の精神を基盤にして、教育基本法及び学校教育法の定めに則り、「感恩奉仕」の学風のもとに、深く専門の学芸を教育研究し、職業及び社会生活に必要な教育を施し、あわせて情操豊かで国際性に富む全人的な人間性を涵養し、もって広く福祉と社会・文化の向上に資する人材を育成することを目的とする。

(方針)

第2条 本学は前条の目的及び使命を遂行するための方針として、次の各号を掲げる。

- (1) キリスト教関連科目を設け、また、宗教行事を行い、学生、教職員の参加を求める。
- (2) 学生の在学期間中、個々人への履修指導を主な目的とするアドバイザー制を設ける。
- (3) 学生は在学期間中、異文化圏での研修の機会を持つ。

第2章 自己点検・評価等

(自己点検・評価等)

第3条 本学は、第1条に掲げる本学の教育目的及び使命の達成並びに教育研究の向上を図るため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について、教職員及び学生による点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の措置に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行令第40条に規定する期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価（次項において「認証評価」という。）を受けることとし、その結果を公表するものとする。

3 第1項の点検及び評価並びに前項の認証評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(教育研究上の公表等)

第3条の2 本学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に公表するものとする。

(教育内容等のための組織的な研修等)

第3条の3 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究（次項において「FD」という。）を実施するものとする。

2 前項のFDに関し必要な事項は、別に定める。

(研修の機会等)

第3条の4 本学は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、事務系職員をはじめ教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（前条第1項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他の必要な取組（次項において「SD」という。）を行うものとする。

2 前項のSDに関し必要な事項は、別に定める。

第3章 学部構成及び収容定員

(学部学科)

第4条 本学は、第1条の目的及び使命を達成するために人文学部を置く。

2 人文学部は、キリスト教主義に沿った人格教育を基に、幅広い教養教育と専門に関する基礎を身に付け、グローバルな視野とボランティア精神を兼ね備えた人材を育成することを目的とする。

3 人文学部に、人文学科及び心理臨床学科を置く。

4 前項の学部 zu 置く学科・専攻の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	専 攻	入学定員	収容定員
人文学部	人文学科	キャリア・イングリッシュ専攻	35 人	140 人
		こども専攻	50 人	200 人
	心理臨床学科	—	65 人	260 人

5 学科・専攻の目的は、次のとおりとする。

(1) 人文学科

ア キャリア・イングリッシュ専攻

実践的な英語能力、豊かなビジネスの知識や IT スキルを身に付け、国際社会、英語教育等で活躍できる人材を育成する。

イ こども専攻

教育に携わる者としての使命感を持ち、豊かな人間性と高い専門的知識・技能を身に付け、教育者・保育者として心身共に健全な人材を育成する。

(2) 心理臨床学科

心理学や諸関連科学の幅広い知識を養い、豊かな知性と広い視野、人間味あふれるコミュニケーション能力を兼ね備えた人材を育成する。

(大学院)

第4条の2 本学に、大学院を置く。

2 大学院の学則は、別に定める。

第4章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第5条 本学の修業年限は、4 年とする。

(在学年限)

第6条 学生は、8 年を超えて在学することはできない。ただし、当該学生に特別に考慮すべき事由がある場合は、この限りではない。

第5章 学年、学期及び休業日

(学年)

第7条 学年は4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

2 学年を次の2 期に分ける。

前期 : 4 月 1 日から 9 月 23 日まで

後期 : 9 月 24 日から 3 月 31 日まで

(授業日数)

第8条 1 年間の授業を行う期間は、定期試験等の日数を含め、35 週にわたることを原則とする。

(休業日及び記念日)

第9条 本学における休業日は次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日及び休日等に関する法に定められた日

(3) 夏期休業 (8 月から 9 月の 7 週間)

(4) 冬期休業 (12 月下旬から 1 月上旬の 2 週間)

(5) 春期休業 (3 月下旬から 4 月上旬)

- 2 本学は次の日を記念日とし、当日の授業を休講とする。ただし、記念日が前項に掲げる休業日に当たるときは、記念日を他日に振り替えることができる。
- (1) 学院創立記念日（10月3日）
- (2) クリスマス（12月25日） ただし、当日以前の授業期間中の一日をこれに充てる。
- 3 前2項にかかわらず、必要がある場合には、教授会の議を経て、学長は、休業日を変更し、又は臨時に休業日を設けることができる。ただし、緊急を要する場合は、教授会の議を経ることなく、学長は、休業日を決めることができる。
- 4 第1項第3号から第5号までの休業日については、年度の初めに公示する。

第6章 教育課程

（授業科目）

第10条 人文学部に、次の授業科目を置く。

- (1) 共通教育科目
- (2) 専門教育科目
- ① 人文学科
- ア キャリア・イングリッシュ専攻科目
- イ こども専攻科目
- ② 心理臨床学科
- ア 心理学領域科目
- イ 障害臨床学領域科目
- ウ 精神保健福祉学領域科目

- 2 前項第1号及び第2号に掲げる科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分けて配当する。
- 3 学生は、所属する学科の専門教育科目の授業科目のほか、他学科の専門教育科目の授業科目を履修し、単位を修得することができる。

（共通教育科目及び単位数）

第11条 共通教育科目の授業科目及び単位数は、別表1に定める。

（専門教育科目及び単位数）

第12条 専門教育科目の授業科目及び単位数は、別表2に定める。

（教職並びに特殊教育に関する授業科目及び単位数）

第13条 教科及び教職に関する授業科目及び単位数並びに教育職員免許法施行規則第66条の6及び小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律の規定に基づく教職関連の授業科目及び単位数は、別表3に定める。

- 2 特別支援教育に関する授業科目及び単位数は、別表4に定める。

（授業の方法）

第13条の2 授業は、講義、演習、実験、実習、実技のいずれか又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても同様とする。

（単位）

第14条 各授業科目の単位の計算方法は、次の各号の基準による。

- (1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。

(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の活用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前 2 号に規定する基準を考慮して 1 単位とする。

第 14 条の 2 各授業科目の授業は、10 週又は 15 週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上の必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。

(成績評価基準等の明示等)

第 14 条の 3 本学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに 1 年間の授業の計画を明示するものとする。

2 本学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

第 7 章 履修登録及び成績評定

(アドバイザー)

第 15 条 各学生の履修計画や履修等に関して、個別に相談に応じ、指導助言を行うアドバイザーを設ける。

2 アドバイザーは、履修規程、成績評定規程及び九州ルーテル学院大学における教育の質保証に関する規程に従って、履修指導を行う。

3 アドバイザーに関する事項は、別に定める。

(履修届)

第 16 条 授業科目の担当者や授業時間割等は、毎学年の初めに公示する。ただし、学生は、アドバイザーの指導に基づいて履修する科目を選定し、定められた期日までに履修届けをしなければならない。

2 履修登録に関する事項は、履修規程に定める。

(成績評定)

第 17 条 履修科目の成績評定は、毎学期の試験等により行う。

2 成績評定は、試験結果を主とし、授業科目によっては学修の習熟状況等を考慮して、総合的な観点から授業科目の担当者が行う。ただし、授業時間数の 3 分の 1 以上を欠席した科目については、評価から除外する。

3 評定は、秀・優・良・可・不可をもって表し、可以上を合格とする。

4 前項の規定にかかわらず、授業科目によっては、教育効果等を考慮し、成績評価を合格、不合格で表示することができるものとする。

5 前各項に関する事項は、成績評定規程に定める。

6 学業成績を総合的に判断する指標として、評定平均値 (Grade Point Average。以下「GPA」という。) を用いる。

7 GPA の運用に関する事項は、別に定める。

第 8 章 単位授与及び認定

(単位の授与)

第 18 条 正規の手続を経て履修し、前条によって合格と評定された授業科目については、単位を授与する。

第 18 条の 2 第 13 条の 2 第 2 項及び第 3 項の授業方法により修得した単位は、合わせて 60 単位を超えない範囲で卒業に必要な単位の中に算入することができる。

- 2 次条、第20条、第22条及び第23条の規定により修得した単位数のうち、第13条の2第2項及び第3項の授業方法により修得した単位は、同項に定める単位数の中に算入するものとする。

(海外の大学等での修得単位の認定)

第19条 海外の大学等での修得単位の認定は、姉妹大学との協定書の定めるところによる。

- 2 前項以外の海外の大学等で修得した単位については、本学の授業科目と同等であり、かつ、本学の卒業の要件として適当であると認められる場合は、学長は、教授会の議を経て60単位を限度として授与することができる。

(国内の他の大学等での修得単位の認定)

第20条 学生が本学と提携する国内の他の大学又は短期大学で修得した単位の認定は、互換制度協定書の定めるところによる。

- 2 前項以外の国内の他の大学又は短期大学で修得した単位については、本学の授業科目と同等であり、かつ、本学の卒業の要件として適当であると認められる場合は、学長は、教授会の議を経て前条第1項及び第2項並びに前項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えない範囲で授与することができる。

第21条 削除

(大学以外の教育施設等における学修の認定)

第22条 短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修については、本学の授業科目と同等であり、かつ、本学の卒業の要件として適当であると認められる場合は、学長は、教授会の議を経て単位を授与することができる。

- 2 前項により与えることのできる単位数は、第19条第1項及び第2項並びに第20条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

- 3 第1項にかかる資格試験の種類及び単位への読み替え等に関する事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定等)

第23条 学生が本学に入学する前に、大学(外国の大学を含む。)又は短期大学(外国の短期大学を含む。)で修得した単位については、本学の授業科目と同等であり、かつ、本学の卒業の要件として適当であると認められる場合は、学長は、単位を授与することができる。

- 2 学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修については、本学の授業科目と同等であり、かつ、本学の卒業の要件として適当であると認められる場合は、学長は、教授会の議を経て単位を授与することができる。

- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、本学で修得した単位以外のものについては、第19条第1項及び第2項、第20条第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位(編入学及び転入学を含む。)を超えないものとする。

第23条の2 第13条の2第2項及び第3項、第19条、第22条及び前条により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、それぞれに規定する単位数にかかわらず、合わせて60単位を超えないものとする。

(再入学者の既修得単位の認定)

第24条 再入学者については、教授会の議を経て、その既修得単位のすべてを、学長は、認定することができる。

第9章 卒業の要件及び学位

(卒業要件)

第25条 卒業の要件は、大学に4年以上在学し、124単位以上を修得することとする。

2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき124単位のうち、第13条の2第2項及び第3項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。

3 卒業の要件を満たすに当たって、本学に対する負債を完済しなければならない。ただし、特別に認められた場合は、この限りではない。

(卒業証書の授与)

第26条 前条に定める条件を満たした者には、教授会の議を経て、学長は、卒業を認定し、卒業証書を授与する。

(学位)

第27条 卒業した者には、学士（人文学）の学位を授与する。

第10章 取得資格

(教育職員免許状取得に必要な履修要件)

第28条 教育職員免許状を得ようとする者は、第25条に定める卒業の要件を満たし、かつ、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則並びに小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律の規定に基づき、本学が定める授業科目を履修しなければならない。

(教育職員の取得資格)

第29条 本学で取得できる教育職員の資格は、次のとおりとする。

- (1) 幼稚園教諭一種免許状
- (2) 小学校教諭一種免許状
- (3) 中学校教諭一種免許状（英語）
- (4) 高等学校教諭一種免許状（英語）
- (5) 高等学校教諭一種免許状（公民）
- (6) 特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者）（肢体不自由者）（病弱者）

2 前項に関する事項は、教職課程履修規程に定める。

(保育士の取得資格)

第29条の2 人文学科こども専攻（次項において「こども専攻」という。）に保育士の資格を取得することができるコース（次項において「保育コース」という。）を置く。

2 前項の保育コースにおいて保育士の資格を受けようとする者は、こども専攻に在籍し、卒業要件を充足の上、かつ、別表5に定める科目及び単位を修得しなければならない。

3 前項に関する事項は、保育士資格の取得に関する規程に定める。

第11章 入学、編入学、再入学、転入学、転学科及び転専攻

(入学の時期)

第30条 入学の時期は、学年又は学期の初めとする。

(入学資格)

第31条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の

当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 大学入学資格検定規程により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者

(8) 高等学校卒業認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者

(9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18 歳に達したもの

（志願手続）

第 3 2 条 本学に入学を志願する者は、所定の書類を定められた期間内に提出しなければならない。

2 前項に関する事項は、入学志願要項等で公示する。

（入学者の選考）

第 3 3 条 入学志願者に対しては、入学者選抜試験を行う。

2 前項に関する事項は、入学志願者選抜規程に定める。

（入学手続）

第 3 4 条 入学を許可された者は、所定の期日までに入学金を納付し、その他必要な手続を終えなければならない。

2 前項の手続をしなかった者については、入学許可を取り消すものとする。

3 第 1 項及び前項に関する事項は、入学手続要項に定める。

（入学金等）

第 3 5 条 入学金その他の納入金は年度毎に別表に定め、入学手続要項で公示する。

（保証人）

第 3 6 条 入学を許可された者は、保証人を定めて届け出なければならない。

2 保証人の変更があった場合は、速やかに届け出なければならない。

3 保証人は、学生が在学する期間、その学生について責任を有するものとする。

（編入学）

第 3 7 条 次の各号に掲げる者で、本学に編入学を志願する場合は、第 3 2 条の手続を終えた者について、教授会の議を経て、学長は、教育上支障がない範囲で入学を許可することができる。

(1) 大学を卒業した者

(2) 短期大学を卒業した者

(3) 高等専門学校を卒業した者

(4) 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科の課程（修業年限が 2 年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たす者に限る。）を修了した者（学校教育法第 9 0 条第 1 項に規定する者に限る。）

(5) 専修学校の専門課程（修業年限が 2 年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たす者に限る。）を修了した者（学校教育法第 9 0 条第 1 項に規定する者に限る。）

(6) 大学に 2 年以上在学し、かつ、62 単位以上を修得し、願い出により退学した者

2 前項の者の本学における修業年限は、他大学等で修得した単位のうち、本学の授業科目と同等であり、かつ、本学の卒業の要件として適当であると認められる単位数に応じて、学長が定める。

3 第 1 項により入学を許可された者については、第 3 4 条から第 3 6 条までの規定を準用する。

4 編入学に関する事項は、別に定める。

(再入学)

第38条 第49条により退学した者のうち、本学に1年以上在学した者が再び入学を志願する場合、第32条の手続を終えた者について、教授会の議を経て、学長は、教育上支障がない範囲で入学を許可することができる。

- 2 前項の者の本学における修業年限は、再入学前の在学期間1年未満は切り捨てることとし、第5条に定める期間を満たさなければならない。
- 3 第1項により入学を許可された者については、第34条から第36条までの規定を準用する。
- 4 退学後10年以上を経過した者については、第1項から第3項までの規定は適用しない。

(転入学)

第39条 本学に転入学を希望する者があるときは、第32条の手続を終えた者について、教授会の議を経て、学長は、教育上支障がない範囲で入学を許可することができる。

- 2 前項により入学を許可された者については、第34条から第36条及び第37条第2項の規定を準用する。
- 3 転入学に関する事項は、別に定める。

(転学科)

第39条の2 転学科を志願する者があるときは、教育上支障がない場合に限り、教授会の議を経て、学長が許可することができる。

- 2 転学科に関する事項は、別に定める。

(転専攻)

第39条の3 転専攻を志願する者があるときは、教育上支障がない場合に限り、教授会の議を経て、学長が許可することができる。

- 2 転専攻に関する事項は、別に定める。

第12章 研究生、科目等履修生、委託学生及び長期履修学生

(研究生)

第40条 本学で、特に専門事項について研究することを志願する者があるときは、担当教員の意見に基づき、教授会の議を経て、学長は、在籍を許可することができる。

- 2 研究生は、大学を卒業した者、又は同等の学力があると本学が認めた者とする。
- 3 研究生の在学期間は、1年とする。ただし、更新することができる。
- 4 研究生の納付金は、所定の期日までに一括納入しなければならない。
- 5 研究生に関する事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第41条 本学において、一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、担当教員の意見に基づき、教授会の議を経て、学長は、履修を許可することができる。

- 2 科目等履修生の入学は、学期毎に許可することができる。
- 3 科目等履修生の納付金は、所定の期日までに一括納入しなければならない。
- 4 科目等履修生で履修科目の試験を受け合格した者には、単位を認定する。
- 5 科目等履修生に関する事項は、別に定める。

(委託学生)

第42条 自治体又は公共団体等から、本学の一又は複数の授業科目について、受講委託申請がなされたときは、教授会の議を経て、学長は、受講を許可することができる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第42条の2 学生が職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり、

計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、教授会の議を経て、学長はその長期にわたる教育課程の履修を許可することがある。

2 長期にわたる教育課程の履修に関する規程は別に定める。

(特別聴講学生)

第42条の3 本学において授業科目を履修しようとする他の大学(外国の大学を含む。)、短期大学(外国の短期大学を含む。)又は高等専門学校のあるときは、当該大学、短期大学又は高等専門学校との協議に基づき、その履修を認めることがある。

2 前項により、授業科目の履修を認められた学生は、特別聴講学生と称する。

3 前2項に関し必要な事項は、別に定める。

第13章 外国人留学生及び交換留学生

(外国人留学生)

第43条 第31条に定める入学資格を有する外国人で本学に入学を志願するものがある場合(第44条以外の留学学生)は、第33条の手続を終えた者について、教授会の議を経て、学長は入学を許可することができる。

2 外国人留学生の履修科目の選定(指定)及び履修方法並びに納付金に関する事項は、別に定める。

3 前各項に関する事項は、外国人入学志願要項等で公示する。

(交換留学生)

第44条 海外の姉妹大学との締結協定に基づいて派遣された学生は、交換留学生として入学を許可する。

第14章 休学、復学、留学、転学、退学及び除籍

(休学)

第45条 学生は、病気その他やむを得ない事由によって、第2項に掲げる期間中、学業の継続が困難となったときは、保証人連署の上、学長に所定の休学願を提出しなければならない。

2 休学の期間は、半期(前期、後期)又は1年とし、1年を超えることはできない。ただし、特別の事情がある場合は、3年を超えない範囲で休学の継続を願い出ることができる。

3 休学期間は、第5条に定める修業年限及び第6条に定める在学年限には算入しない。

(復学)

第46条 前条の期間内に復学しようとする者は、保証人連署の上、学長に願い出なければならない。

2 前条第2項の期間が満了したときは、自動的に復学となる。

3 復学の時期は、学年又は学期の初めとする。ただし、特別の事情がある場合にはこの限りではない。

4 休学を許可された者は、在籍料を当該学期初めに納入しなければならない。

(留学及びその期間中の学籍の取扱)

第47条 本学と姉妹校協定を締結している外国の大学に留学を希望する学生は、学長の承認を得て、在学中に交換留学生として留学することができる。そしてその期間は休学とはならない。

2 前項以外の外国の大学に留学を希望する学生は、学長の承認を得て、在学中に留学し修学することができる。ただし、その期間は休学となる。

(転学)

第48条 他の大学に入学又は転学しようとする者は、学長に届け出なければならない。

(退学)

第49条 病気その他やむを得ない事由によって退学しようとする者は、理由を付して、保証人連署の上、学長に所定の退学願を提出し、許可を得なければならない。

2 退学の許可は、学生証の返還及び大学に対する負債の返済等を済ませた後に発効する。ただし、特別に認められた場合は、この限りではない。

3 学長は、学業成績が著しく不振であると認められる者に対して、別に定めるところにより、退学を勧奨することができる。

(除籍)

第50条 学生が次の各号の一に該当する場合は、教授会の議を経て、学長は、当該学生を除籍することができる。

(1) 第45条に規定する休学期間を超えて復学できないとき。

(2) 第6条に規定する通常の在学年限を超えたとき。

(3) 授業料等学生納付金を滞納し、再三の督促に応じないとき。

(4) 死亡したとき。

(5) 所定の手続を経ることなく他の大学等に転学したとき。

第15章 賞罰

(表彰)

第51条 学生又は団体に他の模範となるような善行があった場合、教授会の議を経て、学長は、当該個人又は団体を表彰することができる。

(懲戒)

第52条 学生が違法行為など反社会的行為をし、また、学生としての本分にもとる行為を行った場合は、その違反の程度に応じて、教授会の議を経て、学長は、当該学生を懲戒することができる。

2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがない者

(2) 正当な理由がなくて出席が常でない者

(3) 本学の秩序を乱し、学生としての本分に著しく反した者

(停学)

第53条 前条第2項に定める停学の種類は、次のとおりとする。

(1) 有期停学

(2) 無期停学

2 停学期間は、修業年限には算入しない。

3 停学が解除された翌日から自動的に復学となる。

第16章 奨学制度

(奨学制度)

第54条 本学は、学生の奨学のための制度を設ける。

2 前項に関する事項は、奨学生要項に定める。

第17章 授業料等学生納付金

(授業料等学生納付金)

第55条 学生の授業料及びその他の納付金等、学生納付金の費目及び金額は、授業料その他納付金等に関する規程より定め、学生便覧等によって各年度の初めに公示する。

(納付方法・期限)

第56条 前条の納付金は、指定された方法で所定の期日までに納付しなければならない。

2 経済的理由等やむを得ない事情があると認められる者に対しては、授業料等の納付を猶予し、又は分納を認めることができる。

(納付の特例事項)

第57条 学生が次の一に該当する場合、納付金に関して特例を設けることができる。

(1) 病気による休学

(2) 第47条第2項による留学のため休学する場合

(3) 学期の途中から復学した場合

(4) 第49条により退学する場合

2 第52条によって退学を命じられた場合は、発効日の属する学期の納付金の全額を納付しなければならない。

3 第53条第1項第1号及び第2号に定める停学期間中の納付金は、減額しない。

(研究生の場合)

第58条 研究生の納付金の金額及び納付の方法等は、その年度ごとに定め、公示する。

(科目等履修生の場合)

第59条 科目等履修生の納付金の金額及び納付の方法等は、その年度ごとに定め、公示する。

(公開講座受講生の場合)

第60条 受講生は、受講申し込み時に、定められた受講料等を納付しなければならない。

2 公開講座の納付金に関し必要な事項は、別に定める。

(不返還の原則)

第61条 既納の納付金は、原則として返還しない。

第18章 教職員組織

(学長)

第62条 本学に、学長を置く。

2 学長は、学校法人九州ルーテル学院規則（以下「学院規則」という。）第19条に定めるところにより、校務をつかさどり、所属教職員を統督する。

(副学長)

第62条の2 本学に、副学長を置くことができる。

2 副学長は、学院規則第3条第5項に定めるところにより、学長の職務を補佐し、命を受けて校務をつかさどる。

(学長補佐)

第62条の3 本学に、学長補佐を置くことができる。

2 学長補佐は、学院規則第3条第6項に定めるところにより、学長が命ずる特命事項について、情報の収集及び企画立案等を行うとともに、当該事項に関する校務を整理する。

(教員)

第63条 本学に、教授、准教授、講師、助教及び助手を置く。

2 前項の職責等は、学院の規則で定める。

(事務職員等)

第64条 本学に、その事務を遂行するために事務組織を設け、必要な専任の職員等を置く。

2 前項の職責等は、学院の規則で定める。

(教員と事務職員等の連携・協働)

第64条の2 本学は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、両者の連携体制を確保し、協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。

第19章 教授会等

(教授会)

第65条 本学に、教育研究に関する事項を審議するため、教授会を置く。

2 教授会の構成、審議及び運営に関する事項は、教授会規程で定める。

第66条から第69条まで 削除

(委員会)

第70条 本学は、学長の諮問に応じて、本学の教育目的及び使命に基づく学務を円滑に遂行するため、委員会を設置することができる。

2 前項の職責等は、学院規則に定める。

3 委員の委任は、教授会の議を経て、学長が行う。

4 第1項の委員会の名称、組織、職務及び運営に関する事項は、各委員会の規程に定める。

第20章 付置及び付属の教育研究施設

(付置及び付属の教育研究施設)

第71条 本学に、第1条に掲げる本学の教育研究目的及び使命を達成するため、次に掲げる教育研究施設を置く。

(1) 部署

宗教センター

学務・入試センター

学生支援センター

(2) 付置施設

こころとそだちの臨床研究所

保育ソーシャルワーク研究所

(3) 付属施設

グローバルセンター

ボランティアセンター

教職・保育支援センター

障がい学生サポートルーム

地域連携推進センター

2 前項の教育研究施設に関して必要な事項は、別に定める。

第21章 付属図書館

(付属図書館)

第72条 本学に、付属図書館を置く。

2 前項の管理・運営等に関する事項は、図書館閲覧・帯出規程及び図書館利用案内等に定める。

第22章 公開講座

(公開講座)

第73条 本学は、広く社会に本学を開放し、高等教育享受の機会を提供し、もって本学の教育目標及び使命を達成するために、社会人等を対象とする公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

第 2 3 章 厚生補導施設

(厚生補導施設)

第 7 4 条 本学に厚生補導のための施設として、学生相談室及び保健室を置く。

2 前項の運営に関する事項は、学生相談所案内及び保健室利用案内に定める。

(寮)

第 7 5 条 本学に寮を置く。

2 前項の管理・運営に関する事項は、寮規約に定める。

(学生食堂)

第 7 6 条 本学に学生食堂を置く。

2 前項の管理・運営、利用等に関する事項は、利用案内等に定める。

(研修施設)

第 7 7 条 本学に教職員及び学生の諸研修等に役立てるため、研修施設を置く。

2 前項の管理・運営、利用等に関する事項は、利用案内等に定める。

第 2 4 章 公刊

(公刊)

第 7 8 条 次の各号に掲げる文書は、原則として公刊する。

(1) 自己点検・総合評価の結果

(2) 紀要

(3) その他学長が教授会の議を経て必要と認めたもの

2 前項に関する事項は、別に定める。

附 則

この学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 1 4 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 1 条第 7 号の改正規定は、平成 1

6年1月15日から適用する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、障害臨床学領域科目の改正科目は、平成19年度入学者から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
ただし、幼稚園及び小学校の教員免許状の取得に関する新設科目については、選択科目として開講する。

附 則

- 1 この学則は、平成24年3月26日から施行する。ただし、別表に係る改正規定は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前に入学した者については、改正後の別表2（「心理学統計法Ⅱ」、「教育心理学」及び「学校ソーシャルワーク論」を除く。）、別表3-2（「心理学統計法Ⅱ」を除く。）及び別表5の「告示別表第2による教科目」の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度以前に入学した者については、改正後の第45条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 九州ルーテル学院大学附属次世代育成支援センター規程（平成18年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度以前に入学した者については、改正後の別表1から別表3-4まで及び別表5の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条の改正規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、改正後の第 71 条第 1 項第 2 号ア（地域連携推進センター）の規定は、平成 28 年 12 月 15 日から適用する。
- 2 九州ルーテル学院大学心理臨床センター規程（平成 18 年 4 月 1 日施行）は、廃止する。

附 則

この学則は、平成 29 年 5 月 23 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 29 年 9 月 20 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 30 年度以前に入学した者については、改正後の別表 1、別表 2、別表 3－1 及び別表 5 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 31 年度以前に入学した者については、改正後の別表 1 及び別表 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和 2 年 5 月 26 日から施行し、4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 3 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和 3（2021）年 5 月 25 日から施行し、4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、令和 4（2022）年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 4 年以前に入学した者については、なお従前の例による。

別表 1 (第 11 条関係)【共通教育科目】

授 業 科 目 の 概 要	授業科目		授業 形態	配当 年次	単位数		成績 評価 方法	備考
					必修	選択		
	導入教育	フレッシュマン・ゼミ	演習	1	2		PN	
キ リ ス ト 教 学 系		キリスト教Ⅰ	講義	1	2		GP	
		キリスト教Ⅱ	講義	1	2		GP	
		聖書英語	講義	3		2	GP	
		宗教音楽 A	実技	1～2		2	PN	
		宗教音楽 B	実技	1～2		2	PN	
		宗教音楽 C	実技	1～2		2	PN	
人 文 科 学 系		グローバル・スタディーズ	演習	1	2		GP	
		哲学	講義	1		2	GP	○人文学科
		キリスト教と倫理	講義	2		2	GP	選択科目から 4 単位以上を 修得
		美術史	講義	2		2	GP	
		日本語文章表現法Ⅰ	演習	1		2	GP	
		日本語文章表現法Ⅱ	演習	1		2	GP	○心理臨床学科
		キリスト教と文学	講義	3		2	GP	選択科目(「心理学」、「カウ ンセリング」及び「ソーシ ヤルワーク論」を除く。)か ら「人間と障害」を含む 4 単位以上を修得
		歴史学	講義	1		2	GP	
		心理学	講義	1		2	GP	
		カウンセリング	講義	2		2	GP	
		ソーシャルワーク論	講義	1		2	GP	
社 会 科 学 系		人間と障害	講義	1		2	GP	
		ボランティア学修論	講義	1	2		GP	
		法学	講義	2		2	GP	○人文学科
		日本国憲法	講義	2		2	GP	選択科目から 2 単位以上を 修得
		政治学	講義	2		2	GP	
		経済学	講義	1		2	GP	
		経営学	講義	1		2	GP	○心理臨床学科
		社会学	講義	2		2	GP	選択科目(「法学」を除く。) から 2 単位以上を修得
		現代社会論	講義	3		2	GP	
自 然 科 学 ・ 情 報 科 学 系		人権論	講義	3		2	GP	
		ジェンダー学	講義	3		2	GP	
		環境学	講義	1	2		GP	
		生命と進化論	講義	3		2	GP	○人文学科
		医学一般	講義	2		2	GP	選択科目から 2 単位以上を 修得
		食育論	講義	3		2	GP	
		情報基礎	演習	1	2		GP	
		情報活用基礎	演習	1		2	GP	○心理臨床学科
		情報表現論	演習	2		2	GP	選択科目(「医学一般」を除 く。)から 2 単位以上を修得
		統計学	講義	1		2	GP	
外 国 語		基礎の数学	講義	1		2	GP	
		データサイエンス基礎	講義	1		2	GP	
		英語Ⅰ	演習	1	2		GP	
		英語Ⅱ	演習	1	2		GP	
		国際理解英語	演習	3		2	GP	
		ハングルⅠ	講義	1		2	GP	
		ハングルⅡ	講義	1		2	GP	
		中国語Ⅰ	講義	2		2	GP	
		中国語Ⅱ	講義	2		2	GP	

	ポーツ系 健康・ス	健康科学論	講義	1		2	GP	選択科目から1単位以上を 修得
		スポーツ実技	実技	1		1	GP	
		レクリエーション論	演習	2		2	GP	
	キャリア教育	キャリア・デザインⅠ	講義	2		2	GP	選択科目から2単位以上を 修得
		キャリア・デザインⅡ	講義	3		2	GP	
		秘書学	講義	2		2	GP	
		社会力育成論	講義	2		2	GP	
	体験学修	ボランティア体験学修	演習	1		2	PN	選択科目から2単位以上を 修得
		職場体験学修	演習	2～3		2	PN	
		異文化圏体験学修	演習	1～3		4	PN	
		短期異文化圏体験学修A	演習	1～3		2	PN	
		短期異文化圏体験学修B	演習	1～3		1	PN	
		海外留学A	演習	2～3		20	PN	
		海外留学B	演習	2～3		20	PN	
		海外留学C	演習	2～3		20	PN	
合 計								

卒業に必要な最低単位数は、124 単位とし、その内訳は、次のとおりとする。

◎ 共通教育科目 31 単位

必修 18 単位、選択 13 単位

◎ 所属学科・専攻の専門教育科目から 56 単位

人文学科キャリア・イングリッシュ専攻 必修 18 単位、選択 38 単位

人文学科こども専攻保育コース 必修 29 単位、選択 27 単位

人文学科こども専攻児童教育コース 必修 29 単位、選択 27 単位

心理臨床学科 必修 12 単位、選択 44 単位

◎ その他 37 単位

共通教育科目、所属学科・専攻及び他学科・専攻の専門教育科目から

別表2（第12条関係）【専門教育科目】

◆人文学科 キャリア・イングリッシュ専攻

	授業科目	授業形態	配当年次	単位数		成績評価方法	備考
				必修	選択		
授業科目の概要	英語コミュニケーション領域	アドバンスト・イングリッシュ・コミュニケーションⅠ	演習	1	5	GP	
		アドバンスト・イングリッシュ・コミュニケーションⅡ	演習	1	5	GP	
		アドバンスト・イングリッシュ・コミュニケーションⅢ	演習	2	5	GP	
		アドバンスト・イングリッシュ・コミュニケーションⅣ	演習	2	5	GP	
		コミュニケーション・イングリッシュⅠ	演習	1	3	GP	
		コミュニケーション・イングリッシュⅡ	演習	1	3	GP	
		コミュニケーション・イングリッシュⅢ	演習	2	3	GP	
		コミュニケーション・イングリッシュⅣ	演習	2	3	GP	
		リーディング&ライティング演習Ⅰ	演習	1	3	GP	
		リーディング&ライティング演習Ⅱ	演習	1	3	GP	
		リーディング&ライティング演習Ⅲ	演習	2	3	GP	
		リーディング&ライティング演習Ⅳ	演習	2	3	GP	
		英語発音演習Ⅰ	演習	2	2	GP	
		英語発音演習Ⅱ	演習	2	2	GP	
		アカデミック・ライティングⅠ	演習	3	2	GP	
		アカデミック・ライティングⅡ	演習	3	2	GP	
		スピーチ&ディベートⅠ	演習	3	2	GP	
		スピーチ&ディベートⅡ	演習	3	2	GP	
		英語通訳演習Ⅰ	演習	3	2	GP	
		英語通訳演習Ⅱ	演習	3	2	GP	
		基礎英文法	演習	1	2	GP	
		応用英文法	演習	1	2	GP	
		TOEIC®テスト演習	演習	2	2	GP	
	英語学領域	英語文学概論Ⅰ	講義	1	2	GP	
		英語文学概論Ⅱ	講義	2	2	GP	
		英語文学講読Ⅰ	演習	3	2	GP	
		英語文学講読Ⅱ	演習	3	2	GP	
		アドバンスト・イングリッシュ・プロジェクト	演習	4	2	GP	
	言語学領域	英語学概論	講義	2	2	GP	
		英語史	講義	2	2	GP	
		日英語比較	講義	3	2	GP	
		応用言語学	講義	3	2	GP	
	異文化・自文化領域	アメリカ史	演習	3	2	GP	
		現代アメリカ論	演習	3	2	GP	
		英語で学ぶ時事問題	演習	3	2	GP	
		英語で紹介する日本	演習	3	2	GP	
		映画英語	講義	2	2	GP	
		異文化理解Ⅰ	演習	2	2	GP	
		異文化理解Ⅱ	演習	2	2	GP	
	ビジネス・情報領域	エアライン・ツーリズム講座	講義	1	2	GP	
		マーケティング論	講義	2	2	GP	
		国際ビジネス論	講義	3	2	GP	
		企業経営論	講義	3	2	GP	
		広報・広告論	講義	3	2	GP	
		現代社会とメディア	講義	1	2	GP	
		ビジネス・イングリッシュⅠ	講義	3	2	GP	

授 業 科 目 の 概 要	ビジネス・情報領域	ビジネス・イングリッシュⅡ	演習	3		2	GP	
		アドバンスト・グローバルビジネスⅠ	演習	2		2	GP	
		アドバンスト・グローバルビジネスⅡ	演習	2		2	GP	
		アドバンスト・グローバルビジネスⅢ	演習	3		2	GP	
		アドバンスト・グローバルビジネスⅣ	演習	3		2	GP	
		情報検定演習Ⅰ	演習	2		2	GP	
		情報検定演習Ⅱ	演習	2		2	GP	
		プログラミング言語	演習	2		2	GP	
		ソフトウェア検定演習	演習	3		2	GP	
		情報処理ネットワーク論	講義	3		2	GP	
		データベース論	講義	3		2	GP	
		企業情報管理論	講義	3		2	GP	
	教育 早期英語領域	こどもと英語Ⅰ	演習	3		2	GP	
		こどもと英語Ⅱ	演習	3		2	GP	
		小学校英語	講義	2		2	GP	
		小学校英語フィールドワークⅠ	演習	3		2	PN	
		小学校英語フィールドワークⅡ	演習	3		2	GP	
	教職科目領域（中高英語）	教師力演習	講義	1		2	GP	
		教職論	講義	2		2	GP	
		教育原論	講義	2		2	GP	
		教育心理学	講義	3		2	GP	
		教育経営学	講義	2		2	GP	
		教育法規	講義	3		2	GP	
		特別支援教育論	講義	2		1	GP	
		カリキュラム論	講義	3		2	GP	
		英語科教育法Ⅰ	講義	3		2	GP	
		英語科教育法Ⅱ	講義	3		2	GP	
		英語科教育法Ⅲ	講義	4		2	GP	
		英語科教育法Ⅳ	講義	4		2	GP	
		道德教育の理論と実践【中】	講義	3		2	GP	
		特別活動・総合的な学習の時間の指導	講義	2		2	GP	
		教育方法	講義	2		2	GP	
		ICT活用指導論Ⅰ	講義	3		2	GP	
		生徒指導論（進路指導を含む。）	講義	2		2	GP	
		教育相談	講義	3		2	GP	
		英語科教育実習Ⅰ（事前・事後指導）	実習	3～4		1	PN	
英語科教育実習Ⅱ		実習	4		4	PN		
教職実践演習【中高】		演習	4		2	GP		
介護等体験実習		実習	3		2	PN		
特別研究		演習	3	2		GP		
卒業研究	演習	4	4		GP			
合 計				18	156			

◆人文学科 こども専攻（保育コース、児童教育コース）

	授業科目		授業 形態	配当 年次	保育コース		児童教育コース		成績 評価 方法	備考
					必修	選択	必修	選択		
	授 業 科 目 の 概 要	教 育 科 目 Ⅰ	国語	講義	1		2	2		GP
生活			講義	2～3		2	2		GP	
音楽			演習	1		2	2		GP	
器楽Ⅰ			実技	1	1		1		GP	
器楽Ⅱ			実技	1	1		1		GP	
器楽Ⅲ			演習	2		2		2	GP	
器楽Ⅳ			演習	3		2		2	GP	
器楽Ⅴ			演習	4		2		2	GP	
小学校音楽演習Ⅰ			演習	2		2		2	GP	
小学校音楽演習Ⅱ			演習	2		2		2	GP	
小学校音楽演習Ⅲ			演習	3		2		2	GP	
小学校音楽演習Ⅳ			演習	3		2		2	GP	
小学校音楽演習Ⅴ			演習	4		2		2	GP	
図画工作			講義	1		2	2		GP	
図画工作演習			演習	2		2		2	GP	
体育			演習	2		2	2		GP	
社会			講義	2		2		2	GP	
算数			講義	2		2		2	GP	
理科			講義	2		2		2	GP	
理科演習Ⅰ			演習	2		2		2	GP	
理科演習Ⅱ			演習	3		2		2	GP	
家庭			講義	2		2		2	GP	
小学校英語			講義	2		2		2	GP	
教 育 科 目 Ⅱ		教育原論	講義	2	2		2		GP	
		教職論	講義	2	2		2		GP	
		教育経営学	演習	2	2		2		GP	
		教育法規	演習	3		2		2	GP	
		教育心理学	演習	2	2		2		GP	
		特別支援教育論	講義	2	1		1		GP	
		カリキュラム論	講義	3		2		2	GP	
		教育相談	講義	3		2	2		GP	
		こどもと健康	演習	2	1			1	GP	
		こどもと環境	演習	1	1			1	GP	
		こどもと人間関係	演習	1	1			1	GP	
		こどもと言葉	演習	1	1			1	GP	
		こどもと表現Ⅰ	演習	1	1			1	GP	
		こどもと表現Ⅱ	演習	1	1			1	GP	
		保育内容（総論）	演習	1	2			2	GP	
		保育内容（表現Ⅰ）	演習	1		2		2	GP	
		保育内容（表現Ⅱ）	講義	1		2		2	GP	
		保育内容（言葉）	講義	1		2		2	GP	
		保育内容（人間関係）	講義	2		2		2	GP	
		保育内容（健康）	講義	2		2		2	GP	
		保育内容（環境）	講義	2		2		2	GP	
		幼児教育課程論	講義	3		2		2	GP	
		幼児教育方法	講義	2		2		2	GP	

授 業 科 目 の 概 要	教 育 科 目 Ⅱ	幼児理解	講義	3		2		2	GP	
		国語科教育法	講義	3		2		2	GP	
		社会科教育法	講義	3		2		2	GP	
		算数科教育法	講義	3		2		2	GP	
		理科教育法	講義	2		2		2	GP	
		生活科教育法	講義	3		2		2	GP	
		音楽科教育法	講義	3		2		2	GP	
		図画工作科教育法	講義	3		2		2	GP	
		家庭科教育法	講義	3		2		2	GP	
		体育科教育法	講義	3		2		2	GP	
		小学校英語教育法	講義	3		2		2	GP	
		道德の理論と実践	講義	3		2		2	GP	
		特別活動・総合的な学習の時間の指導法	講義	2		2		2	GP	
		教育方法	講義	2		2		2	GP	
		ICT 活用指導論Ⅰ	講義	3		2		2	GP	
		ICT 活用指導論Ⅱ	講義	4		2		2	GP	
		生徒指導論（進路指導を含む。）	講義	2		2		2	GP	
		介護等体験実習	実習	3		2		2	PN	
		臨床心理学概論	講義	3		2		2	GP	
	こどもと福祉に関する科目	保育原理	講義	2	2			2	GP	
		こども家庭福祉	講義	1		2		2	GP	
		社会福祉	講義	1	2			2	GP	
		こども家庭支援論	講義	3		2		2	GP	
		社会的養護Ⅰ	講義	2		2		2	GP	
		保育者論	講義	2		2		2	GP	
		保育の心理学	講義	3		2		2	GP	
		こども家庭支援の心理学	講義	3		2		2	GP	
		こどもの理解と援助	演習	3		1		1	GP	
		こどもの保健	講義	2		2		2	GP	
		こどもの食と栄養	演習	2		2		2	GP	
		乳児保育Ⅰ	講義	2		2		2	GP	
		乳児保育Ⅱ	演習	3		1		1	GP	
		こどもの健康と安全	演習	2		1		1	GP	
		障害児保育	演習	2		2		2	GP	
		社会的養護Ⅱ	演習	2		1		1	GP	
		子育て支援	演習	1		1		1	GP	
		保育内容の理解と方法	演習	2		4		4	GP	
		地域福祉論	講義	2		2		2	GP	
		社会保障論Ⅰ	講義	3		2		2	GP	
		社会保障論Ⅱ	講義	3		2		2	GP	
		チャイルドケア・ゼミ	演習	1		2		2	GP	
		教師力演習	演習	1		2		2	GP	
		教職実践演習	演習	4		2		2	GP	
		保育実践演習	演習	3		2		2	PN	
		幼稚園教育実習Ⅰ（事前・事後指導）	演習	3～4		1		1	GP	

授 業 科 目 の 概 要	実 習	幼稚園教育実習Ⅱ	実習	3～4		4		4	PN
		小学校教育実習Ⅰ（事前・事後指導）	演習	3		1		1	GP
		小学校教育実習Ⅱ	実習	3		4		4	PN
		保育実習Ⅰ	実習	2～3		4		4	PN
		保育実習指導Ⅰ	演習	2～3		2		2	GP
		保育実習Ⅱ	実習	4		2		2	PN
		保育実習指導Ⅱ	演習	4		1		1	GP
		保育実習Ⅲ	実習	3		2		2	PN
		保育実習指導Ⅲ	演習	3		1		1	GP
	特 設 科 目	キリスト教保育	講義	1～3		2		2	GP
		児童教育フィールドワークⅠ	演習	4		2		2	PN
		児童教育フィールドワークⅡ	演習	4		2		2	PN
		こどもと英語Ⅰ	演習	3		2		2	GP
		こどもと英語Ⅱ	演習	3		2		2	GP
	特別研究		演習	3	2		2		GP
	卒業研究		演習	4	4		4		GP
合 計					29	177	29	177	

◆心理臨床学科

	授業科目	授業 形態	配当 年次	単位数		成績 評価 方法	備考
				必修	選択		
授 業 科 目 の 概 要	臨床心理学概論	講義	1		2	GP	
	心理学研究法	講義	2		2	GP	
	心理学統計法	講義	2		2	GP	
	心理学実験	実験	2		2	GP	
	知覚・認知心理学	講義	2		2	GP	
	学習・言語心理学	講義	2		2	GP	
	感情・人格心理学Ⅰ	講義	2		2	GP	
	感情・人格心理学Ⅱ	講義	2		2	GP	
	神経・生理心理学Ⅰ	講義	2		2	GP	
	神経・生理心理学Ⅱ	講義	3		2	GP	
	社会・集団・家族心理学Ⅰ	講義	2		2	GP	
	社会・集団・家族心理学Ⅱ	講義	2		2	GP	
	発達心理学Ⅰ	講義	1		2	GP	
	発達心理学Ⅱ	講義	2		2	GP	
	障害者・障害児心理学	講義	2		2	GP	
	心理的アセスメント	演習	2		2	GP	
	心理学的支援法	講義	2		2	GP	
	公認心理師の職責	講義	2		2	GP	
	健康・医療心理学	講義	3		2	GP	
	福祉心理学	講義	3		2	GP	
	教育・学校心理学（教育相談）	講義	3		2	GP	
	司法・犯罪心理学	講義	3		2	GP	
	産業・組織心理学	講義	3		2	GP	
	人体の構造と機能及び疾病	講義	2		2	GP	
	精神疾患とその治療Ⅰ	講義	3		2	GP	
	精神疾患とその治療Ⅱ	講義	3		2	GP	
	関係行政論	講義	3		2	GP	
	教育心理学	講義	3		2	GP	
	認知行動療法	講義	2		2	GP	
	精神分析学	講義	3		2	GP	
	心理データ解析	講義	3		2	GP	
	心理測定法	演習	3		2	GP	
	心理学外書講読Ⅰ	演習	3		2	PN	
	心理学外書講読Ⅱ	演習	3		2	PN	
	心理学外書講読Ⅲ	演習	4		2	PN	
	心理学研究演習	演習	3		2	PN	
	心理演習Ⅰ	演習	3		2	GP	
	心理演習Ⅱ	演習	3		2	GP	
	心理実習Ⅰ	実習	3		2	PN	
	心理実習Ⅱ	実習	3		2	PN	
	心理実習Ⅲ	実習	4		2	PN	
	社会福祉の原理と政策Ⅰ	講義	1		2	GP	
	社会福祉の原理と政策Ⅱ	講義	1		2	GP	
	地域福祉と包括的支援体制Ⅰ	講義	2		2	GP	
	地域福祉と包括的支援体制Ⅱ	講義	2		2	GP	

授 業 科 目 の 概 要	精 神 保 健 福 祉 学 領 域	社会保障Ⅰ	講義	3		2	GP	
		社会保障Ⅱ	講義	3		2	GP	
		権利擁護を支える法制度	講義	3		2	GP	
		社会福祉調査の基礎	講義	3		2	GP	
		障害者福祉	講義	1		2	GP	
		刑事司法と福祉	講義	2		2	GP	
		精神保健福祉制度論	講義	2		2	GP	
		現代の精神保健の課題と支援Ⅰ	講義	2		2	GP	
		現代の精神保健の課題と支援Ⅱ	講義	2		2	GP	
		貧困に対する支援	講義	2		2	GP	
		精神障害リハビリテーション論	講義	2		2	GP	
		精神保健福祉の原理Ⅰ	講義	2		2	GP	
		精神保健福祉の原理Ⅱ	講義	2		2	GP	
		ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	講義	2		2	GP	
		ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	講義	2		2	GP	
		ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅰ	講義	3		1	GP	
		ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅱ	実習	3		1	GP	
		学校ソーシャルワーク論	講義	3		2	GP	
		学校ソーシャルワーク演習	演習	4		2	GP	
		学校ソーシャルワーク実習指導	演習	4		2	PN	
		学校ソーシャルワーク実習	実習	4		2	PN	
		精神保健福祉現場体験	実習	3		2	PN	
		ソーシャルワーク演習	演習	3		2	GP	
		ソーシャルワーク演習（専門）Ⅰ	演習	3		2	PN	
		ソーシャルワーク演習（専門）Ⅱ	演習	4		2	PN	
		ソーシャルワーク演習（専門）Ⅲ	演習	4		2	PN	
		ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	演習	3		2	PN	
		ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	演習	4		2	PN	
		ソーシャルワーク実習指導Ⅲ	演習	4		2	PN	
		ソーシャルワーク実習	実習	4		7	PN	
	特 別 支 援 教 育 学 領 域	障害者教育総論Ⅰ	講義	2		2	GP	
		障害者教育総論Ⅱ	講義	2		2	GP	
		発達障害者の心理	講義	2		2	GP	
		障害者の病理・保健	講義	3		2	GP	
		肢体不自由者の心理・生理・病理	講義	2		2	GP	
		病弱者の心理・生理・病理	講義	3		2	GP	
		発達障害者の適応援助	講義	2		2	GP	
		コミュニケーション障害者の適応援助	講義	3		2	GP	
		発達援助の技法	講義	3		2	GP	
		肢体不自由教育総論	講義	2		2	GP	
		病弱教育総論	講義	2		2	GP	
		視覚障害教育総論（心理等）	講義	3		1	GP	
		聴覚障害教育総論（心理等）	講義	3		1	GP	
		重複障害教育総論（心理等）	講義	3		1	GP	

		軽度発達障害教育総論（心理等）	講義	3		1	GP	
		コミュニケーション障害者の心理	講義	2		2	GP	
		視覚障害教育総論（教育課程等）	講義	3		1	GP	
		聴覚障害教育総論（教育課程等）	講義	3		1	GP	
		重複障害教育総論（教育課程等）	講義	3		1	GP	
		軽度発達障害教育総論（教育課程等）	講義	3		1	GP	
教 職 科 目 領 域 （ 公 民 ・ 特 別 支 援 ）		教師力演習	演習	1		2	GP	
		教職論【中高】	講義	2		2	GP	
		教育原論【中高】	講義	2		2	GP	
		教育心理学【中高】	講義	3		2	GP	
		教育経営学【中高】	講義	2		2	GP	
		教育法規	講義	3		2	GP	
		特別支援教育論【中高】	講義	2		1	GP	
		カリキュラム論【中高】	講義	3		2	GP	
		公民科教育法Ⅰ	講義	3		2	GP	
		公民科教育法Ⅱ	講義	3		2	GP	
		特別活動・総合的な学習の時間の指導【中高】	講義	3		2	GP	
		教育方法【中高】	講義	2		2	GP	
		ICT活用指導論Ⅰ	講義	3		2	GP	
		生徒指導論（進路指導を含む。）【中高】	講義	2		2	GP	
		教育相談【中高】	講義	3		2	GP	
		公民科教育実習Ⅰ（事前・事後指導）	演習	3～4		1	PN	
		公民科教育実習Ⅱ	実習	4		2	PN	
		特別支援学校教育実習Ⅰ	演習	4		1	PN	
		特別支援学校教育実習Ⅱ	実習	4		2	PN	
			教職実践演習【中高】	演習	4		2	GP
共 通		法学	講義	2	2		GP	
		心理臨床学の基礎	講義	1	2		GP	
		心理学概論	講義	1	2		GP	
		ソーシャルワークの基盤と専門職	講義	1	2		GP	
	特別研究	演習	3	2		GP		
	卒業研究	演習	4	4		GP		
合 計					18	156		

◇心理学演習、心理学実習の履修要件

- ・「心理演習Ⅰ・Ⅱ」及び「心理実習Ⅰ・Ⅱ」については、2年次までに開講されるすべての公認心理師指定科目の単位を修得している者に限り履修することができる。
- ・「心理実習Ⅲ」については、3年次までに開講されるすべての公認心理師指定科目の単位を修得している者に限り履修することができる。

◇ソーシャルワーク演習、ソーシャルワーク実習の履修要件

- ・「ソーシャルワーク演習（専門）Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」及び「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」については、「ソーシャルワーク実習」を履修する者に限り履修することができる。
- ・「ソーシャルワーク実習」については、原則として、精神保健福祉学領域において3年次までに開講されるすべての授業科目の単位を修得している者に限り履修することができる。

別表 3-1 【教科及び教職に関する科目】

◆幼稚園教諭一種

科目区分		各科目に含めることが必要な事項	授業科目名	配当年次	単位数		備考
					必修	選択	
領域及び保育内容の指導法に関する科目	専門的領域に関する事項	健康	こどもと健康	2	1		
		人間関係	こどもと人間関係	1	1		
		環境	こどもと環境	1	1		
		言葉	こどもと言葉	1	1		
		表現	こどもと表現Ⅰ こどもと表現Ⅱ	1 1	1 1		
	保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		保育内容（総論）	1	2		
			保育内容（健康）	2	2		
			保育内容（人間関係）	2	2		
			保育内容（環境）	2	2		
			保育内容（言葉）	1	2		
			保育内容（表現Ⅰ）	1	2		
			保育内容（表現Ⅱ）	1	2		
理解教育の基礎となる科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		教育原論	2	2		
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職論	2	2		
理解教育の基礎となる科目	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育経営学	2	2		※
			教育法規	3		2	
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	2	2		
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育論	2	1		
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	幼児教育課程論	3	2		
			カリキュラム論	3		2	※
目談徒等指導に関する教育科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		幼児教育方法	2	2		※選択科目から2科目（4単位）以上取得。
		幼児理解の理論及び方法	幼児理解	3	2		
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談	3	2		
関教育実践に科目	教育実習		幼稚園教育実習Ⅰ（事前・事後指導）	3～4	1		
			幼稚園教育実習Ⅱ	3～4	4		
		教職実践演習	教職実践演習	4	2		
科目に大学が独自設定する			ボランティア学修論	1	2		※
			ボランティア体験学修	1		2	
			チャイルドケア・ゼミ	1	2		

◆中学校・高等学校教諭一種免許状（英語）

科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目名	配当 年次	単位数		備 考
				必修	選択	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	英語発音演習Ⅰ	2	2		
		英語発音演習Ⅱ	2	2		
		基礎英文法	1		2	
		応用英文法	1		2	
		英語学概論	2	2		
		英語史	2		2	
		日英語比較	3	2	2	
		英語文学概論Ⅰ	1	2		
		英語文学概論Ⅱ	2	2		
		英語文学講読Ⅰ	3		2	
		英語文学講読Ⅱ	3		2	
		アト [△] バンスト・インク [△] リッシュ・コミュニケーションⅠ	1		5	
		アト [△] バンスト・インク [△] リッシュ・コミュニケーションⅡ	1		5	
		アト [△] バンスト・インク [△] リッシュ・コミュニケーションⅢ	2		5	
		アト [△] バンスト・インク [△] リッシュ・コミュニケーションⅣ	2		5	
		コミュニケーション・インク [△] リッシュⅠ	1		3	
		コミュニケーション・インク [△] リッシュⅡ	1		3	
		コミュニケーション・インク [△] リッシュⅢ	2		3	
		コミュニケーション・インク [△] リッシュⅣ	2		3	
		アカデ [△] ミック・ライティング [△] Ⅰ	3	2		
		アカデ [△] ミック・ライティング [△] Ⅱ	3	2		
		スピーチ&ディベートⅠ	3	2		
		スピーチ&ディベートⅡ	3	2		
	異文化理解	グローバル・スタディーズ	1	2		
		異文化圏体験学修	2・3		4	
		国際理解英語	3		2	
		アメリカ史	3		2	
		現代アメリカ論	3		2	
		英語で学ぶ時事問題	3		2	
	各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	英語科教育法Ⅰ	3	2		中学校、高等学校い ずれも8単位必修
		英語科教育法Ⅱ	3	2		
		英語科教育法Ⅲ	4	2		

		英語科教育法Ⅳ	4	2		
小 計				28	56	選択科目については、高等学校は2単位以上を修得
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原論	2	2		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	教職論	2	2		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	教育経営学	2	2		
		教育法規	3	2		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	2	2		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育論	2	1		
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	カリキュラム論	3	2		
小 計				13		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	道徳教育の理論と実践 ※1	3	2		※1 中学校のみ
	総合的な学習の時間の指導法	特別活動・総合的な学習の時間の指導	2	2		
	特別活動の指導法					
	教育の方法及び技術	教育方法	2	2		
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	ICT活用指導論Ⅰ	3	2		
	生徒指導の理論及び方法	生徒指導論(進路指導を含む。) ※2	2	2		※2 「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」を含む。
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	教育相談	2	2		
小 計				12		
教育実践に関する科目	教育実習	英語科教育実習Ⅰ(事前・事後指導)	3	1		
		英語科教育実習Ⅱ	3	4		
	教職実践演習	教職実践演習	4	2		
小 計				7		

大学が独自に 設定する科目	ボランティア学修論	1	2		
	ボランティア体験学修	1		2	
	教師力演習	1	2		
	介護等体験実習	3	2		
	こどもと英語Ⅱ	3		2	
小 計			6	2	

◆高等学校教諭一種免許状（公民）

科目区分		各科目に含めることが必要な事項	授業科目名	配当 年次	単位数		備 考
					必修	選択	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」	法学	2	2		
			社会保障Ⅰ	3		2	
			社会保障Ⅱ	3		2	
			公的扶助論	2		2	
		「社会学、経済学（国際経済を含む。）」	社会学	2	2		
			ジェンダー学	3		2	
			環境学	1	2		
			社会・集団・家族心理学Ⅰ	2		2	
			社会・集団・家族心理学Ⅱ	2		2	
			社会福祉の原理と政策Ⅰ	1		2	
			社会福祉の原理と政策Ⅱ	1		2	
			地域福祉論	2		2	
			経済学	1		2	
			経営学	1		2	
			マーケティング論	2		2	
			国際ビジネス論	3		2	
			企業経営論	3		2	
			現代社会論	3		2	
			現代社会とメディア	3		2	
			秘書学	2		2	
		「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	心理学概論	1	2		
			臨床心理学概論	1		2	
			心理学研究法	2		2	
			心理学統計法	2		2	
			心理学実験	2		2	
			知覚・認知心理学	2		2	
			学習・言語心理学	2		2	
			感情・人格心理学Ⅰ	2		2	
			感情・人格心理学Ⅱ	2		2	
			神経・生理心理学Ⅰ	2		2	
			神経・生理心理学Ⅱ	3		2	
			発達心理学Ⅰ	1		2	
			発達心理学Ⅱ	2		2	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	障害者・障害児心理学	2		2	
			心理的アセスメント	2		2	
			心理学の支援法	2		2	
			健康・医療心理学	3		2	
			福祉心理学	3		2	
			司法・犯罪心理学	3		2	
			認知行動療法	2		2	

		心理データ解析	3		2	
		心理測定法	3		2	
	各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	公民科教育法Ⅰ	3	2		
		公民科教育法Ⅱ	3	2		
小 計				12	76	選択科目については 17単位以上を修得
教育の基礎的 理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原論	2	2		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	教職論	2	2		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	教育経営学	2	2		
		教育法規	3	2		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	2	2		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育論	2	1		
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	カリキュラム論	3	2		
小 計				13		
道徳、総合的な学習の時間等に関する科目 及び 生徒指導、総合的な学習の時間等の指導法及び 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	総合的な学習の時間の指導法	特別活動・総合的な学習の時間の指導	2	2		「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」を含む。
	特別活動の指導法					
	教育の方法及び技術	教育方法	2	2		
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	ICT活用指導論Ⅰ	3	2		
	生徒指導の理論及び方法	生徒指導論(進路指導を含む。)	2	2		
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	教育相談	2	2		
小 計				10		
教育実践に関する科目	教育実習	公民科教育実習Ⅰ(事前・事後指導)	3～4	1		
		小学校教育実習Ⅱ	4	2		
	教職実践演習	教職実践演習	4	2		
小 計				5		
大学が独自に設定する科目		ボランティア学修論	1	2		
		ボランティア体験学修	1		2	
		教師力演習	1	2		
小 計				4	2	

◆小学校教諭一種免許状

科目区分		各科目に含めることが必要な事項	授業科目名	配当年次	単位数		備考
					必修	選択	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	国語(書写を含む。)	国語	1	2		
		社会	社会	2	2		
		算数	算数	2	2		
		理科	理科	2	2		
			理科演習Ⅰ	2	2		
			理科演習Ⅱ	3		2	
		生活	生活	2	2		
		音楽	音楽	1	2		
			器楽Ⅰ	1	1		
			器楽Ⅱ	1	1		
			小学校音楽演習Ⅰ	2	2		
			小学校音楽演習Ⅱ	2		2	
			小学校音楽演習Ⅲ	3		2	
			小学校音楽演習Ⅳ	3		2	
			小学校音楽演習Ⅴ	4		2	
		図画工作	図画工作	1	2		
			図画工作演習	2	2		
		家庭	家庭	2	2		
		体育	体育	2	2		
		外国語	小学校英語	2	2		
	(情報機器及び教材の活用を含む。法)	国語(書写を含む。)	国語科教育法	3	2		
		社会	社会科教育法	3	2		
		算数	算数科教育法	3	2		
		理科	理科教育法	2	2		
		生活	生活科教育法	3	2		
		音楽	音楽科教育法	3	2		
		図画工作	図画工作科教育法	3	2		
		家庭	家庭科教育法	3	2		
		体育	体育科教育法	3	1		
		外国語	小学校英語教育法	3	1		

教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原論	2	2		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	教職論	2	2		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	教育経営学	2	2		
		教育法規	3		2	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	2	2		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育論	2	1		
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	カリキュラム論	3	2		
道徳、総合的な学習の時間等に関する指導科目	道徳の理論及び指導法	道徳教育の理論と実践	3	2		「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」を含む。
	総合的な学習の時間の指導法	特別活動・総合的な学習の時間の指導	2	2		
	特別活動の指導法					
	教育の方法及び技術	教育方法	2	2		
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	ICT活用指導論Ⅰ	3	2		
	生徒指導の理論及び方法	生徒指導論(進路指導を含む。)	2	2		
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	教育相談	2	2		
教育実践に関する科目	教育実習	小学校教育実習Ⅰ(事前・事後指導)	3	1		
		小学校教育実習Ⅱ	3	4		
	教職実践演習	教職実践演習	4	2		
大学が独自に設定する科目		ボランティア学修論	1	2		
		ボランティア体験学修	1		2	
		教師力演習	1	2		
		介護等体験実習	3	2		
		児童教育フィールドワークⅠ	4		2	
		児童教育フィールドワークⅡ	4		2	
		こどもと英語Ⅰ	3		2	
		こどもと英語Ⅱ	3		2	

別表３－２（第１３条関係）

◆教育職員免許法施行規則第６６条の６関連科目

施行規則で定める科目及び単位数		授業科目名	配当 年次	単位数		備考
				必修	選択	
日本国憲法	2単位	日本国憲法	2	2		
体 育	2単位	スポーツ実技	1		1	
		健康科学論	1	2		
外国語コミュニケーション	2単位	英語Ⅰ	1	2		
		英語Ⅱ	1	2		
情報機器の操作	2単位	情報基礎	1	2		

別表３－３（第１３条関係）

◆免許法特例法第２条に規定する「介護等体験」関連科目

授業科目名	配当 年次	単位数		備考
		必修	選択	
介護等体験実習	3	2		

※対象者：小学校教諭一種免許状及び中学校教諭一種免許状（英語）取得希望者

別表4 (第13条関係)

免許状の種類 (特別支援 教育領域)	免許法施行規則に 定める科目区分		左記に対応する開設授業科目					
			授業科目	配 当 年 次	単位数		中心となる領域	含む領域
					必修	選択		
	特別支援教育の基礎 理論に関する科目		障害者教育総論Ⅰ	2	2			
			障害者教育総論Ⅱ	2	2			
	特別支援 教育領域 に関する 科目	心身に障害 のある幼 児、児童又 は生徒の心 理、生理及 び病理に関 する科目	発達障害者の心理	2	2		知的障害者	肢体不自由者 病弱者 視覚障害者 聴覚障害者
			障害者の病理・保健	3	2		知的障害者	肢体不自由者 病弱者
			肢体不自由者の心理・生理・病理	2	2		肢体不自由者	知的障害者
			病弱者の心理・生理・病理	3	2		病弱者	
		心身に障害 のある幼児、児 童又は生徒の 教育課程及び 指導法に関す る科目	発達障害者の適応援助	2	2		知的障害者	肢体不自由者
			コミュニケーション障害者の適応援助	3	2		知的障害者	肢体不自由者
			発達援助の技法	1	2		知的障害者	肢体不自由者
			肢体不自由教育総論	2	2		肢体不自由者	知的障害者
			病弱教育総論	2	2		病弱者	肢体不自由者
	免許状に定 められるこ ととなる特 別支援教育 領域以外の 領域に関す る科目	心身に障害 のある幼 児、児童又 は、生徒の 心理、生理 及び病理に 関する科目	視覚障害教育総論（心理等）	3	1		視覚障害者	
			聴覚障害教育総論（心理等）	3	1		聴覚障害者	
			重複障害教育総論（心理等）	3	1		重複・LD 等領域	知的障害者 肢体不自由者 病弱者 視覚障害者
			軽度発達障害教育総論（心理等）	3	1		重複・LD 等領域	
			コミュニケーション障害者の心理	2	2		聴覚障害者	知的障害者 肢体不自由者 病弱者
		心身に障害 のある幼 児、児童又 は生徒の教 育課程及び 指導法に関 する科目	視覚障害教育総論（教育課程等）	3	1		視覚障害者	
			聴覚障害教育総論（教育課程等）	3	1		聴覚障害者	
			重複障害教育総論（教育課程等）	3	1		重複・LD 等領域	知的障害者 肢体不自由者 病弱者 視覚障害者
			軽度発達障害教育総論（教育課程等）	3	1		重複・LD 等領域	
		心身に障害のある幼児、 児童又は生徒についての 教育実習	特別支援学校教育実習Ⅰ	4	1			
			特別支援学校教育実習Ⅱ	4	2			

別表 5 (第 29 条の 2 関係)

保育士資格取得に要する科目

告示による教科目				当該養成施設における教科目の開設状況等				
系列	教科目	授業形態	単位数	左記の告示に対応して開講する授業科目	授業形態	単位数		備考
						必修	選択	
教養科目	外国語、体育以外の科目	不問	6以上	フレッシュマン・ゼミ	演習	2		
				キリスト教Ⅰ	講義	2		
				キリスト教Ⅱ	講義	2		
				グローバル・スタディーズ	演習	2		
				ボランティア学修論	講義	2		
				環境学	講義	2		
				情報基礎	演習	2		
	外国語	演習	2以上	英語Ⅰ	演習	2		
				英語Ⅱ	演習	2		
	体育	演習	1	健康科学論	講義			
		演習	1	スポーツ実技	実技			
合 計						21		

告示別表第 1 による教科目				当該養成施設における教科目の開設状況等				
系列	教科目	授業形態	単位数	左記の告示に対応して開講する授業科目	授業形態	単位数		備考
						必修	選択	
保育の本質・目的に関する科目	保育原理	講義	2	保育原理	講義	2		
	教育原理	講義	2	教育原論	講義	2		
	子ども家庭福祉	講義	2	こども家庭福祉	講義	2		
	社会福祉	講義	2	社会福祉	講義	2		
	子ども家庭支援論	講義	2	こども家庭支援論	講義	2		
	社会的養護Ⅰ	講義	2	社会的養護Ⅰ	講義	2		
	保育者論	講義	2	保育者論	講義	2		
保育の対象の理解に	保育の心理学	講義	2	保育の心理学	講義	2		
	子ども家庭支援の心理学	講義	2	こども家庭支援の心理学	演習	2		
	子どもの理解と援助	演習	1	こどもの理解と援助	演習	1		
	子どもの保健	講義	2	こどもの保健	講義	2		
	子どもの食と栄養	演習	2	こどもの食と栄養	演習	2		
	保育の計画と評価	講義	2	幼児教育課程論	講義	2		
	保育内容総論	演習	1	保育内容（総論）	演習	2		

保育の内容・方法に関する科目	保育内容演習	演習	5	保育内容（環境）	演習	2	
				保育内容（言葉）	演習	2	
				保育内容（健康）	演習	2	
	保育内容の理解と方法	演習	4	保育内容の理解と方法	演習	4	
	乳児保育Ⅰ	講義	2	乳児保育Ⅰ	講義	2	
	乳児保育Ⅱ	演習	1	乳児保育Ⅱ	演習	1	
	子どもの健康と安全	演習	1	こどもの健康と安全	演習	1	
	障害児保育	演習	2	障害児保育	演習	2	
	社会的養護Ⅱ	演習	1	社会的養護Ⅱ	演習	1	
	子育て支援	演習	4	保育内容の理解と方法	演習	4	
保育実習	保育実習Ⅰ	実習	4	保育実習Ⅰ	実習	4	
	保育実習指導Ⅰ	演習	2	保育実習指導Ⅰ	演習	2	
総合演習	保育実践演習	演習	2	保育実践演習	演習	2	
			51	合 計		53	

告示別表第２による教科目				当該養成施設における教科目の開設状況等				
系列	教科目	授業形態	単位数	左記の告示に対応して開講する授業科目	授業形態	単位数		備考
						必修	選択	
保育の 本質・目 的 に関する 科目 保育の 対象の 理解に 関する 科目 保 育 に 関 する 内 容・ 方 法	各指定保育士養成施設において設定		15以上	地域福祉論	講義		2	
				社会保障論Ⅰ	講義		2	
				社会保障論Ⅱ	講義		2	
				臨床心理学概論	講義		2	
				教育心理学	講義	2		
				食育論	講義		2	
				こどもと健康	演習	1		
				こどもと人間関係	演習	1		
				こどもと環境	演習	1		
				こどもと言葉	演習	1		
				こどもと表現Ⅰ	演習	1		
				こどもと表現Ⅱ	演習	1		
				保育内容（人間関係）	演習	2		
				保育内容（表現Ⅰ）	演習	2		
				保育内容（表現Ⅱ）	演習	2		
				キリスト教保育	講義		2	
				器楽Ⅰ	実習	1		
				器楽Ⅱ	実習	1		
保育	保育実習Ⅱ	実習	2	保育実習Ⅱ	実習		2	「保育実習Ⅱ、保育

保育実習指導Ⅱ	演習	1	保育実習指導Ⅱ	演習		1	実習指導Ⅱ」又は「保育実習Ⅲ、保育実習指導Ⅲ」を選択必修
保育実習Ⅲ	実習	2	保育実習Ⅲ	実習		2	
保育実習指導Ⅲ	演習	1	保育実習指導Ⅲ	演習		1	
		18	合 計		16	18	

	当該養成施設における教科目の開設状況等				
	左記の告示に対応して 開講する授業科目	授業 形態	単位数		備考
			必修	選択	
保育士資格取得科目ではないが、 学校独自の科目として開設されて いる教科目	教職論	講義	2		
	教育経営学	講義	2		
	教育相談	講義	2		
	幼児教育方法	講義		2	
	幼児理解	講義		2	
	チャイルドケア・ゼミ	演習		2	
	教職実践演習	演習		2	
	こどもと英語Ⅰ	演習		2	
	こどもと英語Ⅱ	演習		2	
	幼稚園教育実習Ⅰ	実習		1	
	幼稚園教育実習Ⅱ	実習		4	
	特別研究	演習	2		
	卒業研究	演習	4		
	合 計		12	17	